指定管理業務点検・評価シート(令和4年度業務)

令和5年7月28日

施設名	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国	所在地	鳥取市浜坂1157-1
施設所管課名	子育て王国課	連絡先	0857-26-7573
指定管理者名	一般財団法人鳥取県観光事業団	指定期間	H18. 4. 1~H21. 3. 31 (3 年間) H21. 4. 1~H26. 3. 31 (5 年間) H26. 4. 1~H31. 3. 31 (5 年間) H31. 4. 1~R6. 3. 31 (5 年間)

1 施設の概要

設置目的	自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する。
設置年月日	昭和48年5月(平成12年3月リニューアルオープン)
施設内容	○敷地面積 ・県所有地(こどもの国敷地 193,315.49㎡、こどもの国北側臨時駐車場 37,899.960㎡の一部) ・鳥取市からの借用地 3773.79㎡ ○建築総面積 6,909.3㎡ ○施設内容 管理棟、そうぞう館、多目的ホール、砂の工房、木工工房、レストラン、こども広場、遊具広場、乗物広場、水の遊び場、こどもの国農園、杉の子ハウス、キャンプ場、わんぱく広場、ぼうけん広場、駐車場
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	通常:午前9時~午後5時 ゴールデンウィークの期間、盆の期間:午前9時~午後5時30分
休館日	8月を除く毎月第2水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後 の休日でない日)、年末年始(12月29日~1月1日)

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	○施設設備の維持管理(保守管理及び修繕、警備、清掃等)○管理施設の利用の許可、退去の命令、施設利用料の徴収等に関する業務○その他管理施設の運営に関する業務(利用者の受付及び案内、安全確保、利用者へのサービスの提供、管理施設の利用促進等)○管理施設を利用した自然体験等に資する事業に関する業務
---------	--

3 施設の管理体制

笠田 / 土 4 1	正職員(常勤職員):10人、期限付職員8人〔計 18人〕
管理体制	詳細な配置は別紙2のとおり

4 施設の利用状況

利用者数(人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和4年度	13,605	27,198	7,095	9,694	19,020	12,117	14,334	13,469	3,010	2,853	4,282	12,840	139,517
	令和3年度	8,497	10,737	5,208	8,050	7,827	9,988	13,309	10,812	2,717	3,019	1,811	8,551	90,526
	増 減	5, 108	16, 461	1, 887	1, 644	11, 193	2, 129	1, 025	2, 657	293	-166	2, 471	4, 289	48, 991

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和4年度	5, 318	10, 458	2, 741	3, 903	7, 572	5, 411	5, 614	3, 188	1, 126	1, 001	1, 208	5, 391	52, 931
	令和3年度	2, 806	4, 379	2, 257	3, 547	3, 740	4, 422	4, 960	4, 661	1, 320	1, 048	585	3, 957	37, 682
	増 減	2, 512	6, 079	484	356	3, 832	989	654	-1, 473	-194	-47	623	1, 434	15, 249

5 収支の状況

	区 分		令和4年度	令和3年度	増 減
		入園料収入(キャンプ場利 用料収入含む)	22, 743, 260	16, 726, 660	6, 016, 600
		遊具使用料(バッテリー カー等使用料)	16, 727, 900	11, 456, 540	5, 271, 360
		工房収入(砂工房・木工工 房利用料)	6, 992, 129	5, 571, 680	1, 420, 449
	事業収入	参加料収入(友の会会費、 体験イベント参加料)	2, 040, 590	1, 032, 580	1, 008, 010
		売店営業収入	619, 775	337, 883	281, 892
収入		レストラン収入(レストラ ン施設使用料)	129, 724	132, 097	-2, 373
		その他収入(手数料収入、 自動販売機等手数料)	7, 355, 176	2, 524, 110	4, 831, 066
		小計	56, 608, 554	37, 781, 550	18, 827, 004
		県委託料	92, 260, 000	90, 797, 000	1, 463, 000
	事業外収入	小 計	92, 260, 000	90, 797, 000	1, 463, 000
		計	148, 868, 554	128, 578, 550	20, 290, 004
	人 件 費		54, 780, 998	58, 424, 236	-3, 643, 238
	施設維持管	理費	49, 960, 082	41, 319, 241	8, 640, 841
	イベント経	費	13, 127, 213	9, 056, 606	4, 070, 607
	工房運営費		4, 830, 591	779, 036	4, 051, 555
支出	レストラン	運営費	785, 796	847, 141	0
	売店運営費		508, 011	342, 246	165, 765
	補助事業費		0	0	0
	その他(きぐるみ更新費)		0	0	0
	計		123, 992, 691	110, 768, 506	13, 224, 185
	収	支 差 額	24, 875, 863	17, 810, 044	

6 労働条件等

			状	況			
	確認項目			期限付職員		備考	
		常勤正職員	リーダー	スタッフ	パートスタッフ		
雇用契約	労働条件の書面による提示	一般財団法人鳥取 県観光事業団就業 規則	労働条件通知書	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入	
*************************************	就業規則の作成状況	有	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、 届出が必要	
	労使協定の締結状況	有	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有 無	
	所定労働時間	8 時間/日	8 時間/日	8時間/日	8 時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入	
労働時間	時間管理の手法	タイムカード	タイムカード	タイムカード	タイムカード	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入	
	休暇、休日の状況	交代制勤	※幅がある場合は上限、下限を記入				
	給与金額	210, 716円	161,000円	150,000円	135, 200円	※平均月額を記入	
給与	最低賃金との比較	適	適	適	適	※適否を記入	
	支払い遅延等の有無	無	無	無	無	※有無を記入	
	一般健康診断の実施						
	産業医の選任		選任の要否:無		※規模の要件あり		
安全衛生	安全管理者の選任		選任の要否:無	選任状況:		※業種・規模の要件あり	
	衛生管理者の選任	選任の要否	:要 選任状況	: 選任あり(衛生推	推進者1名)	※規模の要件あり	
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否	:要 選任状況	: 選任あり(衛生推	推進者1名)	※業種・規模の要件あり	

- (参考)

 (参考)

 (参考)

 (参考)

 (労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法に基づくもの)
 ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
 ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
 ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条402ほか)
 ・1週間単位の非定型的変形労働時間制(労働基準法第32条の5)
 ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条 いわゆる「36協定」)
 ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
 ・専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)

○各種管理者等の業種・規模に係る要件(労働安全衛生法に基づくもの)

<u> </u>	の未性・呪佚に示る女什(カ側女王用工法に奉うくもの)	
種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業 ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸 売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、コル フ場楽、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人~200人(1人選任) 201人~500人(2人選任) 501人~1,000人(3人選任) 1,001人~2,000人(4人選任) 2,001人~3,000人(5人選任) 3,001人以上(6人選任)
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取 組 み 内 容
アンケート の実施	施設利用者にアンケートを記入してもらい、施設利用者の意見を求めた。

8 利用者意見への対応

利用者意見 の把握方法	・利用者アンケートによる意見・提案・苦情等 ・友の会会員の提案 ・県民の声の苦情・提案 ・窓口での意見等受付

利用者からの苦情・要望	対応状況
・室内で遊ぶものがなく残念。小さい子が楽しめない。コロナ対策しながら工夫してほしい。 ・高所恐怖症の人用の遊具がほしい。 ・夏は涼しく、冬は暖かくしてください。 ・工作体験の種類を増やしてください。 ・もう少し入場料が安いと嬉しいです。 ・もっとブールがほしい。 ・管理棟の遊具を広くしてください。 ・色んなお花を植えてほしい。 ・ボールブールの復活を楽しみにしています。	・管理棟、多目的ホーリンで遊べる。 である中では、

利用者からの積極的な評価

- 利用 からの (現実に) (日間 は は なく子どもが楽しそうだった。暑そうだったが、一日遊べる良い施設だと思います。
 ・子どもたちが生き生きと遊んでいて素敵な場所だと思います。
 ・木工体験に子どもは満足してくれました。アスレチックが充実してくれて、力いっぱい空中を走り回っていました。
 ・友達と一緒に遊びに来るととても楽しかったです。
 ・サービス (施設) が充実していて、気兼ねなく楽しめました。本物のSL、消防車、大型遊具、子どもが大満足でした。また鳥取に来た際はお伺い ・サービス (配収) かルスしくいく、 へんからします。
 ・急な滑り台があって楽しかった。またしたい。
 ・色んな部屋が繋がっている遊具が楽しかったです。
 ・とても楽しく過ごすことができた。スタッフの方の対応も親切でした。また来ます。
 ・施設が綺麗で広くて感動しました。是非また来たいです。

9 指定管理者による自己点検

[成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項]

- ・園内に観賞性の高い植物の植栽を行い、園内景観の向上に努めた。

- は、国内には関ロの間が通知を担保している。 ・こども広境の階段の手摺に腐食箇所があったため、補修修繕を行い安全確保に努めた。 ・管理棟、そうぞう館、木工工房において、経年劣化による雨漏りが見られたため、修繕を行い環境整備に努めた。 ・レールトレイン定期点検で先頭車及び枕木の腐食が指摘されたため、安全確保のため腐食部の交換修繕及び60本の枕木を交換した。
- ・ベビーカーや車イスの通行の安全確保のため、園路の補修を実施した。

[現在、苦慮している事項] [今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項]

- 「現任、古庫している事項」 【ラ伎、改善・工大したい事項・根極的に取り組みだい事項)
 ・新型コロナウイルスの分類が変更になるが、感染拡大が収束したわけではないため、園内感染を防ぐ対策の徹底を行う必要がある。
 ・レールトレインが設置から23年が経過し、老朽が進んでいる。委託業者による定期点検での指摘をもとに修繕を重ねているが、経年劣化を原因とする故障の発生も見られ、安定した継続運行のため速やかな更新・入れ替えが望まれる。
 ・幅広い年齢層への対応、雨の日でも楽しめる屋内施設の整備など多様化する利用者ニーズを反映した事業を実施する必要がある。
 ・整備した園内樹林地を散策コースとして、またはイベント等で有効活用していくこと。
 ・GW期間等、繁忙時に来園者の駐車場が不足することがあり、対策が必要となっている。従来、繁忙期には来園者用の駐車場として利用していた
 キャンブ場エリアが今後管理区域から外れることにより、更なる状況の悪化が懸念される。
 ・そうぞう館に手洗い設備がないため、飲食やおむつ替えで水道を利用する際に管理棟トイレまで移動しなければならず利便性が悪い。コロナ禍での衛生観念の向上も考慮し、手洗い場の設置が望まれる。
- の衛生観念の向上も考慮し、手洗い場の設置が望まれる。

10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	〇一部、複数年契約を導入するなど、経費削減に努めている。
「施設の利用の許可、利用料の徴収等〕○利用の許可○適正管理に必要な利用者への措置命令○利用料金の徴収、減免の実施	3	○利用許可は、適切に行われている。 ○利用料金の徴収、減免は、適切に行われている。
[その他管理施設の管理に必要な業務] 〇利用受付・案内 〇附属設備・備品の貸出し 〇利用指導・操作	3	〇利用受付・案内、付属施設・備品の貸出し及び利用指導・操作については、マニュアルに 基づいて適切に行われている。
[利用者サービス]	3	○利用者意見の把握・対応については、アンケートにより把握し、その意見を業務に反映させるなど、積極的に業務改善を図る姿勢がみられ、適切な対応が図られている。 ○その他については、協定書に沿って適切に実施されている。
〔収入支出の状況〕	3	〇入園料の収入管理及び支出行為は、会計法令等に従って適切に行われている。
〔職員の配置〕	3	〇指定管理業務を実施するために必要な人員が適切に配置されている。
 〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務(利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備(会計規程、協定書等で整備が定められている規程など) 	3	○協定書等で定める規程が整備されており、適正に会計事務が行われている。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	○現在、行政指導を受けている事案はない。○委託業務等、県内業者への発注に取り組んでいる。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	○障がい者就労施設から物品の調達(売店での販売物)に取り組んでいる。
総括	3	〇指定管理業務の内容は、おおむね協定書の内容どおりに実施されており、適切な管理運営が行われていると認められる。

《評価指標》 5:協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
4:協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3:おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2:協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標に遊い実績を達成していない。
1:協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

別紙1 利用料金

1 入園料

	区分	一般人	高校生	中学生	小学生以下
	個人	500円	500円	200円	無料
団体	10人以上	450円	450円	180円	無料
四本	20人以上	400円	400円	160円	無料
学	单校行事	上記料金	250円	100円	無料

2 キャンプ場

	<u> </u>		
	区分	料金	
	宿泊する場合	一般人(高校生を含む)	1人1泊につき 240円
		児童又は中学生	1人1泊につき 120円
	宿泊しない場合	一般人(高校生を含む)	1人1日につき 120円
		児童又は中学生	1人1日につき 60円

3 キャンプ用品貸出料

区分	料金
キャンプ用テント	1張につき 400円
プロパンガスセット	1式につき 400円
鉄板	1枚につき 200円
バーベキュー鍋コンロ	1式につき 300円
タープ	1張につき 300円

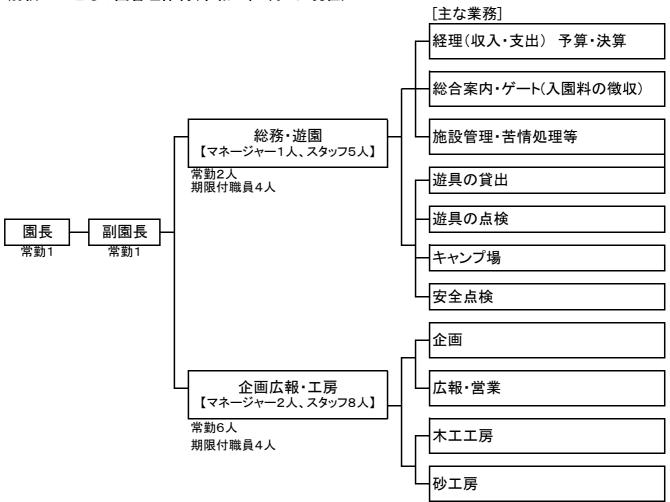
4 工房利用料

区分			金額	
砂の工房	不低子	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 300円	
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 400円	
木工工 房(工具 を利用す る場合)	- 	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 100円	
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 150円	
	1 カラス細し	幼児、児童又は中学生の生徒	1人1回につき 50円	
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 100円	

5 乗物利用料

	金額	
変形自転車		1人1回につき 100円
バッテリーカー	1人1回につき 100円	
周回コースバッテリーカー	1人1回につき 200円	
サイクルモノレール	1人1回につき 100円	
	満3歳から中学に入学するまでの者	1人1回につき 100円
レールトレイン	中学校若しくは高等学校の生徒、学生又 は一般人	1人1回につき 200円

別紙2 こどもの国管理体制(令和4年4月1日現在)



常勤	10人
期限付職員	8人
合計	18人